

東北文教大学短期大学部学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 東北文教大学短期大学部（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業または實際生活に必要な能力を育成するとともに、「敬・愛・信」の建学の精神にのっとり人間性豊かな、真に社会に貢献しうる実践的な人間の育成を目的とする。

(位 置)

第2条 本学を山形県山形市大字片谷地字谷地515番地に置く。

(自己評価等)

第3条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価結果並びに本学職員以外の者による検証に関する事項は別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第4条 本学において設置する学科及び学生定員は次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
総合文化学科	80名	160名
子ども学科	100名	200名
人間福祉学科	80名	160名（1クラスの定員数は40名とする）

(修業年限及び在学年限)

第5条 本学の修業年限は、2年とする。

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

3 前項の規定にかかわらず、在学年限を超えて在学を希望する者がいるときは、教授会の審議を経て、学長が在学を認めることができる。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(学期)

第7条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日

(3) 本学の創立記念日 11月7日

2 夏期、冬期および春期休業に関しては、別に定める。

3 前二項の規定にかかわらず、学長は、臨時に休業日を設定、また休業日を変更することができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む)を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程よりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有する者として指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(7) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者

と同等以上の学力があると認めた者で18歳以上に達した者

(入学の出願)

- 第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて、本学が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。
- 2 提出の時期、方法、提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

- 第12条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

- 第13条 前条の選考の結果にもとづき合格の通知を受けた者は所定の期日までに、保証人連署による誓約書を添えて、所定の入学手続きをとらなければならない。
- 2 前項の入学手続きを完了した者に、教授会の審議を経て、学長が入学を許可する。

(保証人)

- 第14条 保証人は、保証人としての責務を果し得る者でなければならない。
- 2 保証人の身分、住所に異動があったとき、又は死亡あるいはその他の理由でその責務を尽くし得ないときは、あらたに保証人を選定し、学長に届けなければならない。

(編入学・再入学・転入学)

- 第15条 本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の審議を経て、学長が相当年次に入学を許可することがある。
- 2 前項の規定により入学を許可された者の、既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

(退学)

- 第16条 退学しようとする者は、学長の許可を得なければならない。

(休学)

- 第17条 疾病その他やむを得ない理由により2カ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病その他やむを得ない理由により修学することが適当でないと認めら

れる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は第5条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第20条 次の各号の1に該当する者は、教授会の審議を経て学長が除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 学納金等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 長期にわたり居所不明の者

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 授業科目を分けて、総合文化学科は基礎必修科目・コース科目・共通科目・発展必修科目・発展応用科目とし、子ども学科は教養科目・専門科目とし、人間福祉学科は人間福祉基盤教育科目(基礎科目・発展科目)、介護福祉専門教育科目(人間と社会・介護・こころとからだのしくみ・医療的ケア)の領域とする。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第1のとおりとする。

3 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育(中学校又は高等学校に対応する学校における教育をいう。)を受けた者(以下、帰国子女という。)の教育について本学が必要と認める場合には、日本語科目及び日本事情に関する科目を開設する。

(司書に関する専門科目)

第22条 第21条に定めるもののほか、司書に関する専門科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第2のとおりとする。

(職業教育に関する科目)

第23条 前2条に定めるもののほか、職業教育に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は別表第3のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第24条 1年間の授業期間は、試験等の日数を含め、35週以上とする。

(授業の方法)

第25条 授業の方法は、講義、演習、実験、実習又は実技とする。

2 前項の授業は、多様なメディアを利用して行うことがある。

(単位計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、原則として15時間の授業をもって1単位とし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、原則として45時間の授業をもって1単位とし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 各科目について出席すべき時間数の3分の2に満たない場合は、その科目修得の単位を与えることができない。

3 人間福祉学科の介護実習にあつては5分の4に満たない場合は、その科目修得の単位を与えることができない。

4 試験等に関する事項は別に定める。

(単位数の上限)

第28条 卒業の要件として1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限については別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した者については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

(他学科の授業科目の履修)

第29条 本学において教育上有益と認めるときは、他学科において履修し

た授業科目については、教授会の審議を経て、学長が30単位を超えない範囲で認めることがある。

(学習の評価)

第30条 試験等の評価は、S、A、B、C、Dをもって表わし、C以上を合格とする。

2 評価に関する事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の取扱)

第31条 本学において教育上有益であると認めるときは、学生が入学する前に専修学校の専門課程(専門士の称号が付与されている課程)、短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の審議を経て、学長が入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った第33条第1項に規定する学修を、教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第32条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が専修学校の専門課程(専門士の称号が付与されている課程)、他の短期大学又は大学の科目を履修し修得した単位を、教授会の審議を経て、学長が30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第33条第2項の単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第33条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う専修学校の専門課程(専門士の称号が付与されている課程)、短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の審議を経て、学長が本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により修得したとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(本学での履修以外で修得した単位数の限度)

第34条 第31条、第32条及び第33条の規定により修得した単位数は、合計で45単位を超えないものとする。

(外国人留学生等に関する履修方法の特例)

第35条 外国人留学生及び帰国子女が第21条第3項に規定する授業科目の単位を修得したときは、これらの単位をもって第21条第2項に規定する授業科目の単位に代えることができる。

2 前項の規定の実施に関して必要な事項については、別に定める。

第6章 卒業等

(卒業要件)

第36条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し、各学科ごとに定める次の単位を取得しなければならない。

(1) 総合文化学科

基礎必修科目については12単位、発展必修科目については4単位、コース科目については14単位以上(コース必修科目から4単位、コア科目から4単位以上、関連科目から6単位以上)を含め、総計62単位。

(2) 子ども学科

教養科目については8単位、専門科目については42単位を含め、総計62単位。

(3) 人間福祉学科

人間福祉基盤教育科目(基礎科目)については演劇・美術・音楽のいずれか1科目を含め5単位以上、人間福祉基盤教育科目(発展科目)については5単位以上、介護福祉専門教育科目(人間と社会)については14単位以上、介護福祉専門教育科目(介護)については10単位以上、介護福祉専門教育科目(こころとからだのしくみ)については8単位以上、これら42単位以上を含め、総計62単位。

(卒業)

第37条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の審議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前条の要件を満たした者が、卒業延期を願い出た場合、学長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。

3 卒業延期に関し、必要な事項は別に定める。

(短期大学士の学位)

第38条 前条により卒業した者には、教授会の審議を経て、学長が短期大学士の学位を授与する。

(資格の取得)

第39条 本学において取得することができる資格及び免許状の種類は次のとおりとする。

学科名 資格及び免許状の種類

総合文化学科 司書、上級ビジネス実務士、情報処理士、
準デジタル・アーキビスト、医療管理秘書士、
ピアヘルパー

子ども学科 幼稚園教諭二種免許状、保育士、
キャンプインストラクター、社会福祉主事任用資格、
知的障害者福祉司任用資格

人間福祉学科 介護福祉士受験資格、福祉レクリエーション・ワーカー、
社会福祉主事任用資格、ピアヘルパー、
介護保険事務士

2 幼稚園教諭二種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則にもとづき、別表第1に定めるところにより、62単位以上を取得しなければならない。

3 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び児童福祉法施行規則にもとづき、別表第1及び別表第4-2に定めるところにより、70単位以上を取得しなければならない。

4 介護福祉士の受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士介護福祉士学校指定規則（平成20年3月24日文科省・厚生労働省令第2号）にもとづき、別表第1及び別表第4に定めるところにより、96単位以上を取得しなければならない。

5 司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則にもとづき、別表第1及び別表第2に定めるところにより、科目及び単位を取得しなければならない。

6 上級ビジネス実務士の資格を取得しようとする者は、全国大学実務教育協会の上級ビジネス実務士資格認定に関する規程にもとづき、別表第1及び別表第3に定めるところにより科目及び単位を修得しなければならない。

7 情報処理士の資格を取得しようとする者は、全国大学実務教育協会の情報処理士資格認定に関する規程にもとづき、別表第1及び別表第3に定めるところにより科目及び単位を修得しなければならない。

8 準デジタル・アーキビストの資格を取得しようとする者は、日本デジタ

ル・アーキビスト資格認定機構の定める規程にもとづき、別表第1及び別表第3に定めるところにより科目及び単位を取得しなければならない。

- 9 医療管理秘書士の資格を取得しようとする者は、医療教育協会の医療管理秘書士認定に関する規程にもとづき、別表第1及び別表第3に定めるところにより科目及び単位を修得しなければならない。
- 10 ピアヘルパーの資格を取得しようとする者は、特定非営利活動法人日本教育カウンセラー協会のピアヘルパー資格認定に関する規程にもとづき、別表第1に定めるところにより指定科目及び単位数を修得しなければならない。
- 11 福祉レクリエーション・ワーカーの資格を取得しようとする者は、日本レクリエーション協会の福祉レクリエーション・ワーカー認定に関する規程にもとづき、別表第1に定めるところにより指定科目及び単位数を修得しなければならない。
- 12 キャンプインストラクターの資格を取得しようとする者は、日本キャンプ協会のキャンプインストラクター認定に関する規程にもとづき、別表第1に定めるところにより指定科目及び単位数を修得しなければならない。
- 13 社会福祉主事任用資格を取得しようとする者は、学則第36条の卒業要件を充足し、社会福祉法第19条第1項第1号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目及び単位（平成12年3月31日厚生省告示第153号、社会福祉主事の資格に関する科目指定）を修得しなければならない。
- 14 介護保険事務士の資格を取得しようとする者は、財団法人老齡健康科学研究財団の介護保険事務士に関する規程にもとづき、別表第1に定めるところにより指定科目及び単位数を修得しなければならない。
- 15 知的障害者福祉司任用資格を取得しようとする者は、学則第36条の卒業要件を充足し、知的障害者福祉法第14条第2号の規定にもとづき、厚生労働大臣の定めた修業科目及び単位（平成12年3月31日厚生省告示第153号）を修得しなければならない。

第7章 入学検定料、入学金、および学納金等

（入学検定料、入学金および学納金等）

- 第40条 入学検定料、入学金、学納金等の額は、別表第5のとおりとする。
- 2 入学金は、第13条第1項に規定する入学手続きを行うときに指定する期日までに納付しなければならない。
- 3 学納金は、毎年これを前期、後期の2回に分けて指定する期日までに納入しなければならない。

(学納金の免除、徴収の猶予または分納)

第40条の2 特別の事情があると認めたものについては、入学金、学納金等の全部または一部を免除し、徴収を猶予し、または分納を許可することがある。

(退学等の場合の学納金等)

第41条 前期または後期の途中において退学した者、転学した者または除籍された者は、当該学期の学納金等を全額納入しなければならない。

2 停学の場合は、その期間中の学納金を納入しなければならない。

(休学の場合の学納金等)

第42条 休学を許可され又は命ぜられた者については、休学期間中の学納金等を免除する。ただし学期中途の場合、当該学期分の学納金等は納付しなければならない。

(復学の場合の学納金等)

第43条 学期の中途において復学した者は、復学した当該学期分の学納金等を復学した月の末日までに納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の学納金等)

第44条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該学期までの学納金等を納付するものとする。

(入学を辞退する場合の入学金)

第45条 入学手続き完了後入学を辞退する者の入学金については、これを還付しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第46条 本学に学長、教授、事務職員、を置く。

2 前項のほか、副学長、短期大学部長（以下「学部長」という。）、学科長、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置くことができる。

3 学長は本学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

4 副学長は、学長を補佐し、命を受けて校務をつかさどる。

5 学部長は、短期大学部に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。

- 6 学科長は、当該学科に関する校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 7 教授、准教授、講師及び助教は、教育・研究に従事し、学生の指導に当たり、学部・学科の管理運営に参画する。
- 8 助手は、教育研究の円滑な実施に必要な業務に従事する。
- 9 その他、教職員組織に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 教授会

(教授会)

第47条 本学に教授会を置く。

- 2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(教授会の構成)

第48条 教授会は、教授、准教授、講師、助教その他学長が必要と認める者をもって組織する。

(教授会の成立要件)

第49条 教授会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開催することができない。

(その他)

第50条 本章に定めるもののほか、教授会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

第10章 科目等履修生、長期履修学生、特別聴講学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第51条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、教授会の審議を経て、学長が科目等履修生とし

て履修を許可することがある。

2 科目等履修生について必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第52条 第5条第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が長期履修生として入学を許可する。

2 長期履修生に関する規程は、別に定める。

(特別聴講学生)

第53条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて特別聴講学生として、教授会の審議を経て、学長が履修を許可することがある。

2 特別聴講学生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第54条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、教授会の審議を経て、学長が外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第11章 賞 罰

(表 彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の審議を経て学長が表彰する。

(罰 則)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の審議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は次の各号の1に該当する学生に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業不振で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席常でない者

(4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第 1 2 章 厚生施設

(健康管理)

第 5 7 条 学生は、定期的に行う健康診断を受けるほか、随時健康診断を受けて、疾病の予防と健康の増進につとめなければならない。

2 厚生並びに保健に関する施設およびその利用方法については、別に定める。

第 1 3 章 公開講座

(公開講座)

第 5 8 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 講座の内容に応じ、教授会の審議を経て、学長が受講者を第 5 1 条の科目等履修生に準ずる者とみなし、単位を与えることができる。

第 1 4 章 別科

(別科)

第 5 9 条 本学に別科を置く。別科は、東北文教大学短期大学部留学生別科と称する。

2 別科の入学定員は、25名とし、修業年限を1年とする。

3 別科は、大学等に入学を希望する外国人に対し、大学教育等を受けるに必要な日本語を教育し、あわせて必要な教科等の教育を行うことを目的とする。

4 別科の授業科目は、別表第 6 - 1 に定めるところにより、50単位修得しなければならない。

5 別科の検定料、入学金及び学納金については、別表第 6 - 2 のとおりとする。

6 別科に関する規程は別に定める。

7 別科に関し、前項の規定に定めのない事項については、別科の趣旨に反しない限り、この学則の規定を準用する。

第 1 5 章 改正

(改正)

第60条 本学則の改正は、教授会の審議を経て、学長が決定し理事会の承認を得る。

附 則

本学則は、昭和41年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和42年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和50年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和52年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和53年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和54年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和55年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和56年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和57年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和58年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和59年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和60年4月1日から施行する。
本改正学則は、昭和62年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成元年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成2年4月1日から施行する。

ただし、第4条の規程にかかわらず平成2年度から平成11年度までの国文科、英文科の入学定員及び学生収容定員は次のとおりとする。

なお、平成2年度以降から入学した者に適用する。

区 分	平成2年度		平成3年度～平成10年度		平成11年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	130	230	130	260	100	230
英文科	100	170	100	200	70	170

本改正学則は、平成3年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成4年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成5年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成6年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成7年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成8年4月1日から施行する。
本改正学則は、平成9年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成9年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成 10 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条の規定にかかわらず平成 11 年度から平成 12 年度までの国文科、英文科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

区 分	平成 11 年度		平成 12 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	1 3 0	2 6 0	1 0 0	2 3 0
英文科	1 0 0	2 0 0	7 0	1 7 0

なお、平成 11 年度以降から入学した者に適用する。

本改正学則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

ただし、第 4 条の規定にかかわらず平成 12 年度から平成 16 年度までの国文科、英文科の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

区 分	平成 12 年度		平成 13 年度		平成 14 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	1 2 8	2 5 8	1 2 8	2 5 6	1 2 6	2 5 4
英文科	1 0 0	2 0 0	9 8	1 9 8	9 8	1 9 6
区 分	平成 15 年度		平成 16 年度		平成 17 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	1 2 6	2 5 2	1 2 5	2 5 1	1 0 0	2 2 5
英文科	9 6	1 9 4	9 5	1 9 1	7 0	1 6 5

なお、平成 12 年度以降から入学した者に適用する。

本改正学則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 13 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 14 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 14 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

なお、この学則は平成 15 年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

区 分	平成 16 年度		平成 17 年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
国文科	1 0 0	2 2 6	1 0 0	2 0 0

英文科	70	166	70	140
-----	----	-----	----	-----

なお、この学則は平成16年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、

1. 平成17年4月1日より施行する。なお、この学則は平成17年度の入学生より適用する。

2. 国文科、英文科、幼児教育科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

本改正学則は、平成18年1月1日より施行する。

なお、第10章の章名及び第52条については、平成18年4月1日より施行する。

本改正学則は、平成19年4月1日より施行する。

なお、別表第5「1. 入学検定料」については、平成18年10月1日より施行する。

本改正学則は、平成20年4月1日より施行する。

本改正学則は、平成21年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成21年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成22年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成22年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成23年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成23年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成24年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成24年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成25年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成25年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成26年4月1日より施行する。

なお、この学則は平成26年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成27年4月1日より施行する。

なお、現に在学する学生は、学則第21条、第36条、第39条、別表第1及び別表第3に関しては従前の学則とする。

本改正学則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成28年度の入学者から適用し、現に在学する学生

には、従前の学則とする。

本改正学則は、平成29年2月20日から施行する。

本改正学則は、平成29年4月1日から施行する。

なお、この学則は平成29年度の入学者から適用し、現に在学する学生には、従前の学則とする。

別表第1

領 域		科 目 名	単位数		備 考
			必修	選択	
基礎必修科目	アカデミックスキル	基礎演習ⅠA	1		※基礎必修科目は12単位
		基礎演習ⅡA	1		
	基礎学力	基礎演習ⅠB	1		
		基礎演習ⅡB	1		
	キャリア	基礎演習ⅠC	2		
		基礎演習ⅡC	2		
		基礎演習ⅢC	2		
メディアリテラシー	情報倫理と知的財産	2			
コース（文化）科目	必修	文化コース講義	2		※コース科目は14単位以上 （コース必修科目から4単位、 コア科目から4単位以上、関連 科目から6単位以上）
		文化コース演習	2		
	コア	現代文化演習		2	
		言語文化演習		2	
		異文化演習		2	
	関連	英米文化史		2	
		くらしと哲学		2	
		日本語のしくみ		2	
		読ませる文学		2	
		言語文化の理解と発信		2	
		比較文化		2	
		地域と民俗文化		2	
		日本文化史		2	
	コース（社会）科目	必修	社会コース講義	2	
社会コース演習			2		
コア		ジェンダー論演習		2	
		現代社会演習		2	
		コミュニケーション演習		2	
関連		くらしと食		2	
		しぐさと社会		2	
		社会を見る眼		2	
		地域と観光		2	
		地域と経済		2	
		メディア批評		2	
	地域と多文化		2		
地域文化とデジタル・アーカイブ		2			
共通科目	教養	心理学		2	
		人間関係論		2	
		人間と宇宙		2	
		ピアヘルピング概論		2	
		スポーツサイエンス		1	
		異文化相互理解		2	
		異文化体験演習		1	
		生活文化の理解と発信		2	
		キャリアデザイン		2	

領域	科目名	単位数		備考	
		必修	選択		
共通科目	教養	企業体験演習Ⅰ		1	
		企業体験演習Ⅱ		1	
		ビジネスコミュニケーション		2	
		ビジネス文書		2	
		就職のための教養		1	
	語学	英語		1	
		ビジネス英会話		1	
		韓国語Ⅰ		1	
		韓国語Ⅱ		1	
		中国語Ⅰ		1	
		中国語Ⅱ		1	
		フランス語Ⅰ		1	
		フランス語Ⅱ		1	
		日本語ⅠA		1	
		日本語ⅠB		1	
		日本語ⅠC		1	
		日本語ⅠD		1	
		日本語ⅡA		1	
		日本語ⅡB		1	
		日本語ⅡC		1	
		漢字検定		1	
	TOEIC		1		
	情報	ウェブサイト制作演習		2	
		文書処理演習		2	
		デジタル・アーキビスト概論		2	
		デジタル文書応用		2	
		業務システム構築演習		2	
		ネットワーク応用演習Ⅰ		2	
		ネットワーク応用演習Ⅱ		2	
		情報技術の基礎		2	
		情報機器演習		2	
		情報検索		2	
		情報処理演習Ⅰ		2	
		情報処理演習Ⅱ		2	
		情報処理演習Ⅲ		2	
	情報分析演習		2		
	医療秘書士	医学一般		2	
		医療管理Ⅰ		2	
		医療管理Ⅱ		2	
		医療秘書実務		2	
	図書館司書	生涯学習概論		2	
		図書館概論		2	
		図書館制度・経営論		2	
図書館情報技術論			2		

領 域		科 目 名	単位数		備 考
			必修	選択	
共 通 科 目	図書館司書	図書館サービス概論		2	
		情報サービス論		2	
		児童サービス論		2	
		情報サービス演習A		1	
		情報サービス演習B		1	
		図書館情報資源概論		2	
		情報資源組織論		2	
		情報資源組織演習A		1	
		情報資源組織演習B		1	
		図書館基礎特論		1	
		図書館サービス特論		1	
		図書館情報資源特論		1	
		図書・図書館史		1	
修 発 科 展 目 必	卒業研究	卒業研究Ⅰ	2		※発展必修科目は4単位
		卒業研究Ⅱ	2		
発 展 応 用 科 目	ハイレベル	日本文学		2	
		日本文学史		2	
		英米文学史		2	
		ハイレベル英会話		2	
		Semester 留学		14	
		海外語学研修		2	
		韓国語会話		1	
		TOEIC対策		1	
		編入学概説		1	
		文章表現法		1	
		編入英語		1	
		プログラミング演習		2	

別表第1

区分	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
教養科目	現代子ども論	2		※教養科目は8単位以上
	基礎演習 A	1		
	基礎演習 B	1		
	日本国憲法		2	
	倫理学		2	
	英語 I	1		
	英語 II	1		
	英語コミュニケーション	2		
	海外語学研修	2		
	スポーツサイエンス A	1		
	スポーツサイエンス B	1		
	キャンプ概論	1		
	野外活動	1		
	保育の教養 A	1		
保育の教養 B	1			
基礎日本語	2			
専門科目	保育者の職務と意義		2	※専門科目は42単位以上
	教育原理	2		
	教育制度	2		
	社会福祉	2		
	相談援助	1		
	児童家庭福祉	2		
	保育原理	2		
	社会的養護 I	2		
	社会的養護 II	2		
	発達心理学	2		
	教育心理学	1		
	幼児理解と問題	2		
	子どもの保健 I	2		
	子どもの保健 II	2		
	子どもの保健演習	1		
	子どもの食と栄養 I	1		
	子どもの食と栄養 II	1		
	家庭支援論	2		
	保育内容総論	1		
	保育内容研究	1		
子どもの育ち	1			
子どもの姿	1			
子どもと遊び	1			
子どもと体験	1			
子どもの生活 A	1			
子どもの生活 B	1			

区分	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
専門科目	乳児保育 I		1	
	乳児保育 II		1	
	障害児保育 I		1	
	障害児保育 II		1	
	社会的養護内容		1	
	保育相談支援		1	
	児童文化		1	
	保育課程総論		2	
	保育指導研究法		2	
	教育の方法と技術		2	
	情報処理基礎		2	
	音楽 A		1	
	音楽 B		1	
	音楽と保育 A		1	
	音楽と保育 B		1	
	合唱		2	
	合奏		2	
	器楽		1	
	造形 A		1	
	造形 B		1	
	造形 C		1	
	体育 A		1	
	体育 B		1	
	体育 C		1	
	保育の表現 A		1	
	保育の表現 B		1	
	国語表現法		2	
	教育実習 I		2	
	教育実習 II		2	
	保育実習 I A		2	
	保育実習 I B		2	
	保育実習 II A		2	
	保育実習 II B		2	
	実習基礎論		1	
実習内容研究 A		1		
実習内容研究 B		1		
実習内容研究 C		1		
実習内容研究 D		1		
実習内容研究 E		1		
保育・教職実践演習(幼稚園)		2		
卒業研究 I	1			
卒業研究 II	1			

別表第1

領域	科目名	単位数		備考	領域	科目名	単位数		備考				
		必修	選択				必修	選択					
人間福祉基盤教育科目	基礎科目	基礎演習Ⅰ	1		介護福祉専門教育科目	コミュニケーション技術Ⅰ		1	※基礎科目から演劇・美術・音楽のいずれか1科目を含み5単位以上				
		基礎演習Ⅱ	1			コミュニケーション技術Ⅱ		1					
		英語Ⅰ		1		生活支援技術概論		2					
		英語Ⅱ		1		生活支援技術Ⅰ		2					
		生命文化論		2		生活支援技術Ⅱ		2					
		精神保健		2		生活支援技術Ⅲ		2					
		スポーツサイエンス		1		生活支援技術Ⅳ		1					
		演劇		1		家事生活支援技術Ⅰ		1					
		美術		1		家事生活支援技術Ⅱ		1					
		音楽		1		介護過程Ⅰ		1					
	発展科目	人間福祉演習Ⅰ		1		介護過程Ⅱ		1		※発展科目から5単位以上			
		人間福祉演習Ⅱ		1		介護過程Ⅲ		1					
		社会福祉情報処理		1		介護過程Ⅳ		1					
		社会福祉統計法		1		介護過程Ⅴ		1					
		地域活動実践演習	1			介護総合演習Ⅰ		1					
		社会福祉実践演習	1			介護総合演習Ⅱ		1					
		介護保険事務基礎		2		介護総合演習Ⅲ		1					
		ピアヘルピング概論		2		介護総合演習Ⅳ		1					
		レクリエーション理論		2		介護実習Ⅰ		2					
		レクリエーション実技		1		介護実習Ⅱ		3					
		福祉レクリエーション論		2		介護実習Ⅲ		5					
		福祉レクリエーション援助論		2		こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ				2	※こころとからだのしくみから8単位以上	
		福祉レクリエーション援助技術		1			こころとからだのしくみⅡ				2		
		卒業研究Ⅰ	1				こころとからだのしくみⅢ				2		
		卒業研究Ⅱ	1				こころとからだのしくみⅣ				2		
		人間と社会	人間の理解	2				生涯発達心理学					2
			人間関係論	2				高齢者学					2
			社会福祉概論	2				認知症の理解					2
社会福祉制度論	2			認知症の介護			2						
生活福祉論	2			障がい者福祉論		2							
倫理学			2	障がい者介護論		2							
心理学			2	医療的ケア	医療的ケア概論		2						
家政学			2		医療的ケアA		2						
社会福祉組織運営論			2		医療的ケアB		2						
介護	地域福祉論			2	介護	介護概論Ⅰ		2	※介護から10単位以上				
	介護概論Ⅰ		2	介護概論Ⅱ			2						
	介護概論Ⅱ		2	介護の基本Ⅰ			2						
	介護の基本Ⅰ		2	介護の基本Ⅱ			2						
	介護の基本Ⅱ		2	介護の基本Ⅲ			2						
介護の基本Ⅲ		2	介護の基本Ⅳ		2								
介護の基本Ⅳ		2											

別表第2

授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択	
図書館学専門教育科目			学則第22条により司書の資格を取得する場合
司書資格相当科目			
生涯学習概論		2	
図書館概論		2	
図書館制度・経営論		2	
図書館情報技術論		2	
図書館サービス概論		2	
情報サービス論		2	
児童サービス論		2	
情報サービス演習A		1	
情報サービス演習B		1	
図書館情報資源概論		2	
情報資源組織論		2	
情報資源組織演習A		1	
情報資源組織演習B		1	
図書館基礎特論		1	
図書館サービス特論		1	
図書館情報資源特論		1	
図書・図書館史		1	

別表第3

授 業 科 目	単位数		備 考	授 業 科 目	単位数		備 考
	必修	選択			必修	選択	
職業教育に関する科目			学則第23条により上級ビジネス実務士資格認定を取得する場合	デジタル・アーキビスト概論	2	2	学則第23条により準デジタル・アーキビストの資格認定を取得する場合
基礎演習ⅠC	2			情報倫理と知的財産	2	2	
基礎演習ⅡC	2			情報分析演習	2	2	
基礎演習ⅢC	2			地域文化とデジタル・アーカイブ	2	2	
情報倫理と知的財産	2			ウェブサイト制作演習	2	2	
ビジネスコミュニケーション		2		業務システム構築演習	2	2	
ビジネス文書		2		ネットワーク応用演習Ⅰ	2	2	
文書処理演習		2		情報機器演習	2	2	
デジタル文書応用		2		図書館情報技術論	2	2	
情報検索		2		図書館情報資源概論	2	2	
情報処理演習Ⅰ		2		文書処理演習		2	学則第23条により医療管理秘書士資格認定を取得する場合
情報処理演習Ⅲ		2		人間関係論		2	
基礎演習ⅠA	1			医学一般		2	
基礎演習ⅡA	1			医療管理Ⅰ		2	
文化コース講義	2			医療管理Ⅱ		2	
現代文化演習		2		医療秘書実務		2	
言語文化演習		2					
異文化演習		2					
社会コース講義	2						
ジェンダー論演習		2					
現代社会演習		2					
コミュニケーション演習		2					
キャリアデザイン		2					
文化コース演習	2						
社会コース演習	2						
企業体験演習Ⅰ		1					
企業体験演習Ⅱ		1					
情報技術の基礎		2	学則第23条により情報処理士資格認定を取得する場合				
情報処理演習Ⅱ		2					
デジタル文書応用		2					
業務システム構築演習		2					
ネットワーク応用演習Ⅰ		2					
ネットワーク応用演習Ⅱ		2					
情報検索		2					
情報処理演習Ⅲ		2					
プログラミング演習		2					
基礎演習ⅠC	2						
ビジネス文書		2					
比較文化		2					
メディア批評		2					
情報分析演習		2					
心理学		2					
人間関係論		2					
ビジネスコミュニケーション		2					

別表第4 (介護福祉士)

領域		科目名	単位	時間数	備考	
人間 と 社会	人間の理解 社会の理解	必修科目	人間の理解	2	30	※3科目6 単位以上
			人間関係論	2	30	
			社会福祉概論	2	30	
			社会福祉制度論	2	30	
			生活福祉論	2	30	
	選択科目	倫理学	2	30		
		心理学	2	30		
		家政学	2	30		
		社会福祉組織運営論	2	30		
		地域福祉論	2	30		
小計			16単位以上	240時間以上		

介護	必修科目	介護概論Ⅰ	2	30	
		介護概論Ⅱ	2	30	
		介護の基本Ⅰ	2	30	
		介護の基本Ⅱ	2	30	
		介護の基本Ⅲ	2	30	
		介護の基本Ⅳ	2	30	
		コミュニケーション技術Ⅰ	1	30	
		コミュニケーション技術Ⅱ	1	30	
		生活支援技術概論	2	30	
		生活支援技術Ⅰ	2	60	
		生活支援技術Ⅱ	2	60	
		生活支援技術Ⅲ	2	60	
		生活支援技術Ⅳ	1	30	
		家事生活支援技術Ⅰ	1	30	
		家事生活支援技術Ⅱ	1	30	
		介護過程Ⅰ	1	30	
		介護過程Ⅱ	1	30	
		介護過程Ⅲ	1	30	
		介護過程Ⅳ	1	30	
		介護過程Ⅴ	1	30	
		介護総合演習Ⅰ	1	30	
		介護総合演習Ⅱ	1	30	
		介護総合演習Ⅲ	1	30	
介護総合演習Ⅳ	1	30			
介護実習Ⅰ	2	90			
介護実習Ⅱ	3	135			
介護実習Ⅲ	5	225			
小計			44単位	1260時間	

領域		科目名	単位	時間数	備考
こころとからだのしくみ	必修科目	こころとからだのしくみⅠ	2	30	
		こころとからだのしくみⅡ	2	30	
		こころとからだのしくみⅢ	2	30	
		こころとからだのしくみⅣ	2	30	
		生涯発達心理学	2	30	
		高齢者学	2	30	
		認知症の理解	2	30	
		認知症の介護	2	30	
		障がい者福祉論	2	30	
		障がい者介護論	2	30	
小計			20単位	300時間	
医療的ケア	必修科目	医療的ケア概論	2	30	
		医療的ケアA	2	30	
		医療的ケアB	2	30	
	小計			6単位	
			86単位以上	1890時間以上	

別表第4-2 (保育士)

教養科目							
系列	科目名	授業形態	単位	時間数	備考		
教養科目	外国語・体育以外の基礎科目	現代子ども論	講義	2	30	6単位以上 2単位	
		基礎演習A	演習	1	30		
		基礎演習B	演習	1	30		
		日本国憲法	講義	2	30		
		倫理学	講義	2	30		
	英語 I	演習	1	30			
	英語 II	演習	1	30			
	英語コミュニケーション	演習	2	30			
	スポーツサイエンスA	講・実	1	30			
	スポーツサイエンスB	講・実	1	30			
	小 計			8単位以上			

告示別表第1による教科目						
系列	科目名	授業形態	単位	時間数	備考	
保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	30		
	教育原理	講義	2	30		
	児童家庭福祉	講義	2	30		
	社会福祉	講義	2	30		
	相談援助	演習	1	30		
	社会的養護 I	講義	2	30		
	保育者の職務と意義	講義	2	30		
保育の対象の理解に関する科目	発達心理学	講義	2	30		
	教育心理学	演習	1	30		
	子どもの保健 I	講義	2	30		
	子どもの保健 II	講義	2	30		
	子どもの保健演習	演習	1	30		
	子どもの食と栄養 I	演習	1	30		
	子どもの食と栄養 II	演習	1	30		
	家庭支援論	講義	2	30		
保育の内容・方法に関する科目	保育課程総論	講義	2	30		
	保育内容総論	演習	1	30		
	保育内容演習	保育内容研究	演習	1		30
		子どもの育ち	演習	1		30
		子どもの姿	演習	1		30
		子どもと遊び	演習	1		30
	子どもと体験	演習	1	30		
	乳児保育 I	演習	1	30		
	乳児保育 II	演習	1	30		
	障害児保育 I	演習	1	30		
	障害児保育 II	演習	1	30		
社会的養護内容	演習	1	30			
保育相談支援	演習	1	30			

告示別表第1による教科目					
系列	科目名	授業形態	単位	時間数	備考
保育の表現技術	音楽A	演習	1	30	
	音楽B	演習	1	30	
	造形A	演習	1	30	
	体育A	演習	1	30	
	保育実習 I A	実習	2	90	
保育実習	保育実習 I B	実習	2	90	
	実習内容研究A	演習	1	30	
	実習内容研究B	演習	1	30	
	総合演習	保育・教職実践演習 (幼稚園)	演習	2	
小 計			51単位		

告示別表第2による教科目					
系列	科目名	授業形態	単位	時間数	備考
保育の本質・目的に関する科目	社会的養護 II	講義	2	30	
保育の対象の理解に関する科目					
保育の内容・方法に関する科目	子どもの生活A	演習	1	30	6単位以上
	子どもの生活B	演習	1	30	
	児童文化	演習	1	30	
保育の表現技術	造形B	演習	1	30	
	体育B	演習	1	30	
	音楽と保育A	演習	1	30	
	音楽と保育B	演習	1	30	
	造形C	演習	1	30	
	体育C	演習	1	30	
	保育の表現A	演習	1	30	
	保育の表現B	演習	1	30	
合奏	演習	2	60		
保育実習	保育実習 II A	実習	2	90	2単位 1単位
	保育実習 II B	実習	2	90	
	実習内容研究C	演習	1	30	
	実習内容研究D	演習	1	30	
	小 計	9単位以上			
総 計			68単位以上		

別表第5

1. 入学検定料

30,000円

ただし、大学入試センター試験を利用した場合 15,000円

2. 入学金

280,000円

納付期限は、合格発表の日から本学の指定する入学手続完了日時までとする。

3. 学納金

(1) 授業料等

項目	総合文化学科		子ども学科		人間福祉学科	
	前期	後期	前期	後期	前期	後期
授業料	310,000円	310,000円	310,000円	310,000円	310,000円	310,000円
教育充実費	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円	71,000円
施設拡充費	62,500円	62,500円	62,500円	62,500円	62,500円	62,500円
実験実習費	10,000円	10,000円	35,000円	35,000円	55,000円	55,000円
合計	453,500円	453,500円	478,500円	478,500円	498,500円	498,500円

※入学年度の学納金額は卒業年度まで据え置きとする。

※総合文化学科の実験実習費については、1年次のみを納入とする。

(2) 授業料等の納付期限

前期分	4月1日～4月20日まで
後期分	10月1日～10月20日まで

(3) 卒業延期者の納付金

項目	在籍料
前期(半年)	30,000円
後期(半年)	30,000円

※学則第37条2に該当する学生に適用する。

4. 納入期限に関わらず、再入学・転入学・復学の場合の入学金及び学納金の納付期限は、本学が別に指定する手続完了日までとする。

別表第6-1

区分	科目名	単位数		備考
		必修	選択	
日本語基礎	日本語総合Ⅰ	20		
	日本語総合Ⅱ	20		
応用日本語	表記Ⅰ	1		
	読解Ⅰ	1		
	聴解Ⅰ	1		
	コミュニケーション	1		
	表記Ⅱ	1		
	読解Ⅱ	1		
	聴解Ⅱ	1		
	応用文法	1		
	音楽で学ぶ日本語	1		
演劇で学ぶ日本語	1			

※修得単位数50単位

別表第6-2

種別	金額	納入期日	備考
検定料	30,000円	入学者選拔出願時	
入学金	60,000円	指定の期日	入学時のみ
授業料	500,000円	指定の期日	前後期分納可

別表第6-2

種 別	金 額	納 入 期 日	備 考
検 定 料	30,000 円	入学者選拔出願時	
入 学 金	60,000 円	指定の期日	入学時のみ
授 業 料	500,000 円	指定の期日	前後期分納可